

# 武蔵野市第2期成年後見制度 利用促進基本計画

**骨子案** Ver.0

令和5年8月

武蔵野市健康福祉部地域支援課

## 武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画の全体像(目次案)

### ＜目 次＞

項目及び内容	引用元・方針
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間	背景：国の動向について、第1回策 定委員会において確認済 【資料6】近年の動向の整理 その他は第3回策定委員会で確認
<b>第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題</b> 1 全国の状況 2 武蔵野市の状況 3 前計画の取組み状況	第3回策定委員会で確認  第1回策定委員会において確認済 【資料7】成年後見制度利用促進 基本計画進捗状況一覧表
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> 1 基本目標	今回委員会で議論が必要
2 基本方針	今回委員会で議論が必要
3 取組みの全体像（施策の体系）	今回委員会で議論が必要
<b>第4章 施策の展開</b> 1 中核機関の運営及び地域連携ネットワークの強化	今回委員会で議論が必要
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した 利用支援体制の拡充	今回委員会で議論が必要
3 制度利用を支える機能の充実	今回委員会で議論が必要
4 成年後見制度の担い手の育成および支援	今回委員会で議論が必要
<b>第5章 計画の推進と見直し</b> 1 計画の推進のために	第3回策定委員会で確認
2 計画の点検と評価	

# 第1章 計画の策定にあたって

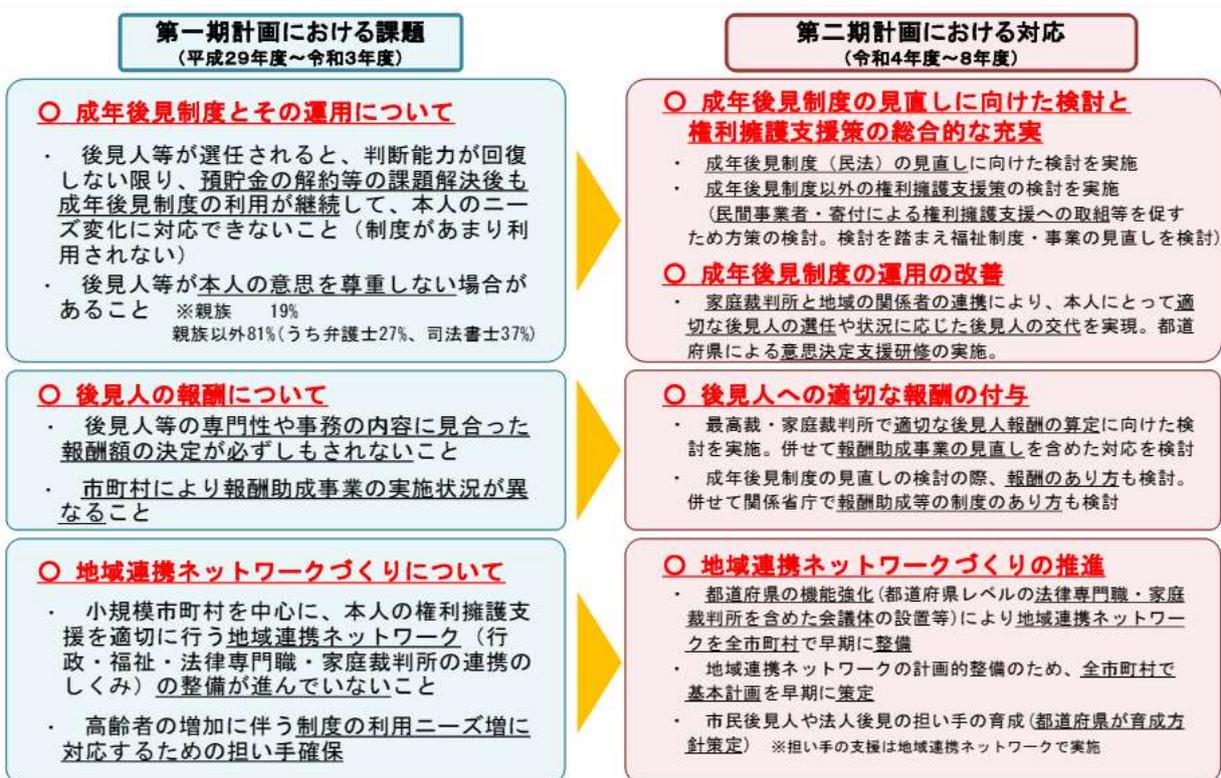
## 1 計画策定の背景と目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28（2016）年5月に施行され、翌29（2017）年3月には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本市においてはこれまで、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）が中心となり、専門職や関係者と協力しながら、市内の権利擁護事業、成年後見事業を推進してきました。たとえ支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で、その人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、令和2（2020）年3月に「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を踏まえつつ、「武蔵野市第二期成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

### 【参考】国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（第一期、第二期計画における対応）



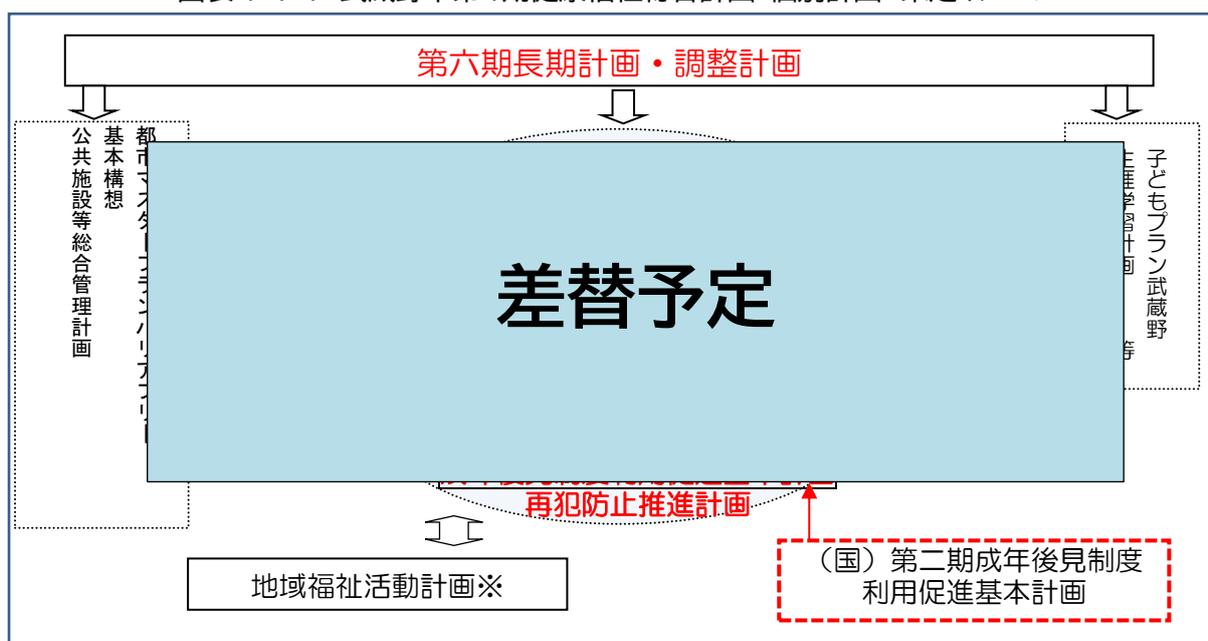
【図表名】



## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を勘案して策定されています。また、本市の最上位計画である「第六期長期計画・調整計画」及び「第六期長期計画」を受けた健康福祉分野の基本となる計画である「第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画」等の関連する各種計画との整合性を図ります。

図表 1-1-1 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



※「地域福祉活動計画」は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

図表 1-1-3 各計画策定における法令の根拠

地域福祉計画	社会福祉法 107 条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第 14 条
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第 8 条
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
障害者計画	障害者基本法第 11 条
障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20
健康推進計画	健康増進法 8 条
食育推進計画	食育基本法 18 条
自殺対策推進計画	自殺対策基本法第 13 条の 2

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視野及び他の計画期間との整合を図る観点から、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年とします。

図表 1-1-4 見直しのスケジュール

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
武蔵野市第六期長期計画(令和2～11年度)								
			第六期長期計画・調整計画(令和6～10年度)					
武蔵野市 第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画 武蔵野市成年後見制度 利用促進基本計画			武蔵野市 第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 武蔵野市再犯防止推進計画					
武蔵野市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画			武蔵野市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			武蔵野市高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画		
武蔵野市第3期健康推進計画・ 食育推進計画 武蔵野市自殺総合対策計画			武蔵野市第4期健康推進計画・食育推進計画・ 自殺総合対策計画					
武蔵野市障害者計画 第6期障害福祉計画 障害児福祉計画			武蔵野市障害者計画 第7期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			武蔵野市障害者計画 第8期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

▲  
一体的に改正

▲  
見直し

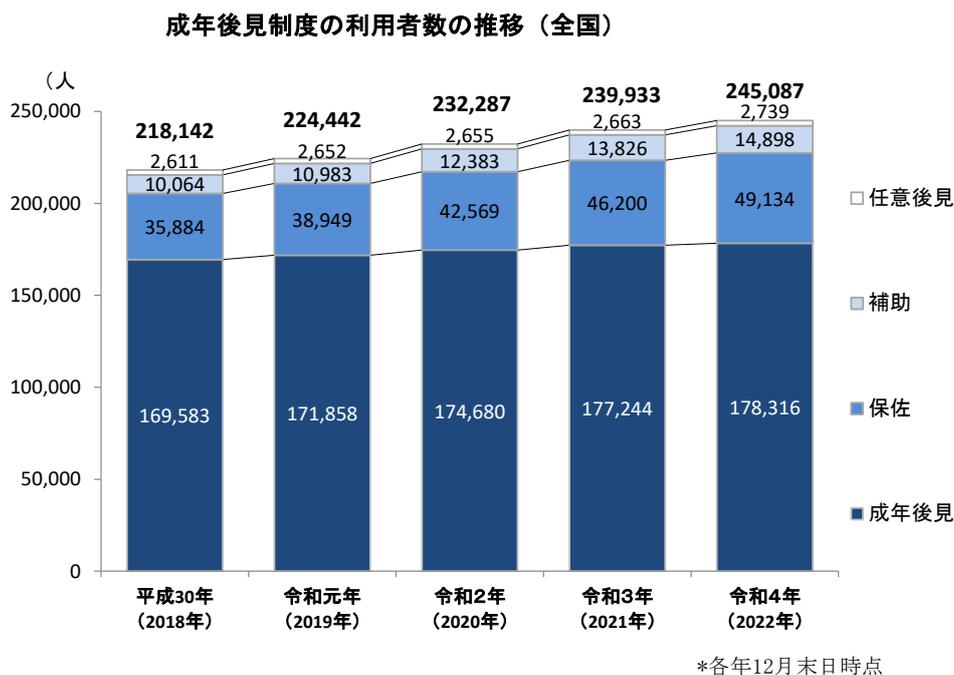
▲  
一体的に改正

## 第2章 成年後見制度を取り巻く状況

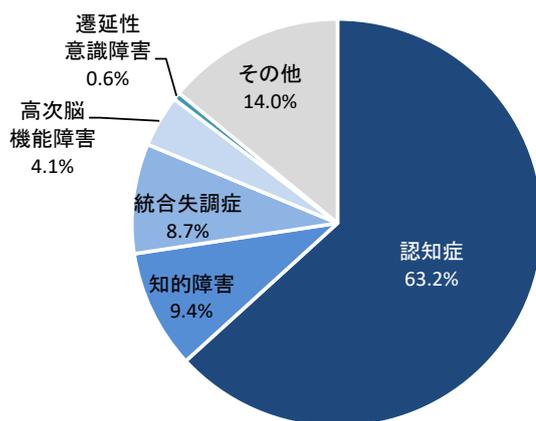
### 1 全国の状況

令和4（2022）年12月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で245,087人、毎年増加が続いています。

開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.2%を占めています。



### 開始原因別割合（全国）



（注1）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注2）各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

（注3）開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

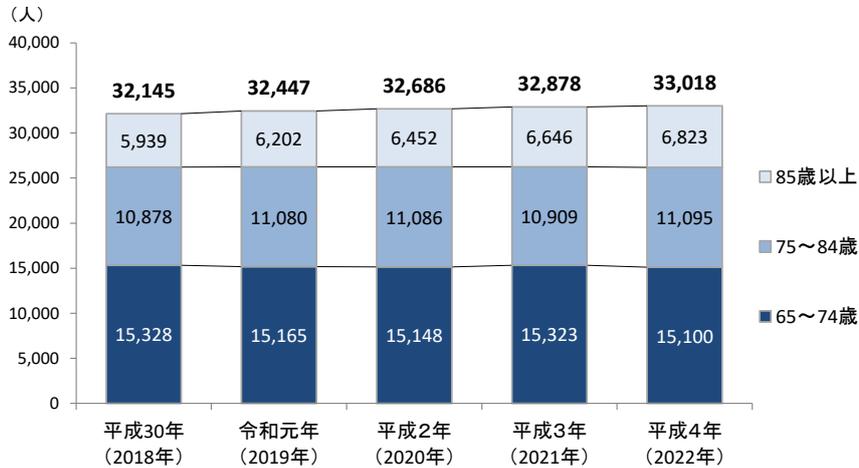
（注4）開始原因については平成29年から調査を開始している。

## 2 武蔵野市の状況

本市の高齢者数は増加が続いており、75歳以上の方の増加が顕著となっています。全国に比べて、高齢単身世帯の比率が高いことが特徴となっています。

また、認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、増加が続いています。

高齢者数の推移



\*各年4月1日時点

出典：2022市勢統計 令和4年版（市民部 市民課〔住民基本台帳人口〕）

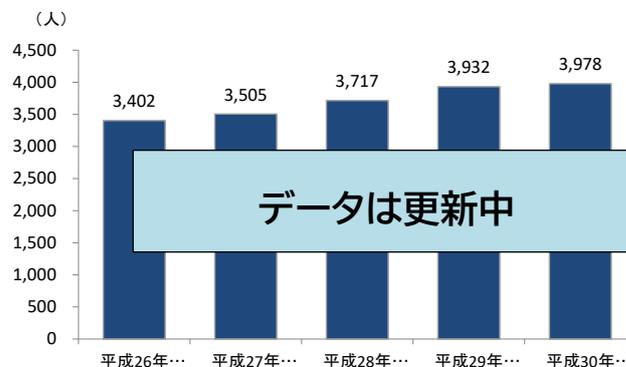
高齢者単身世帯等の現状（全国・東京都・武蔵野市）

区域	総数		65歳以上の高齢者数		65歳以上の高齢単身世帯		高齢夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)	
	人口	世帯	人口	構成比 (%)	世帯	単身世帯比率 (%)	世帯	構成比 (%)
全国	126,146,099	55,830,154	35,335,805	28.01%	6,716,806	19.01%	6,527,077	11.69%
東京都	14,047,594	7,227,180	3,107,822	22.12%	811,408	26.11%	563,603	7.80%
武蔵野市	150,149	78,054	31,725	21.13%	8,159	25.72%	6,349	8.13%

※構成比 (%) は各総数に対する割合、単身世帯比率 (%) は高齢者人口に占める高齢単身世帯の割合

出典：令和2年国勢調査

認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）の推移

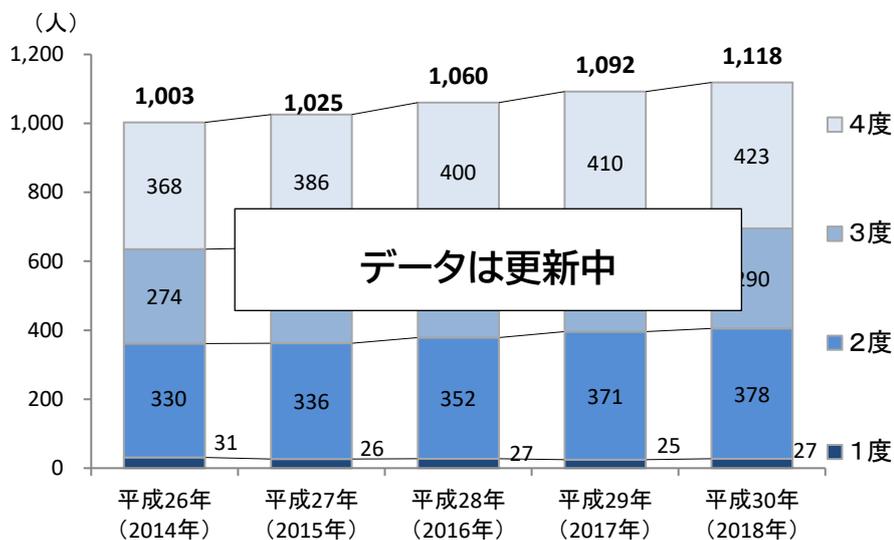


\*各年7月1日現在

(注) 基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の者のうち、認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数（住所地特例者及び施設入所者含む）

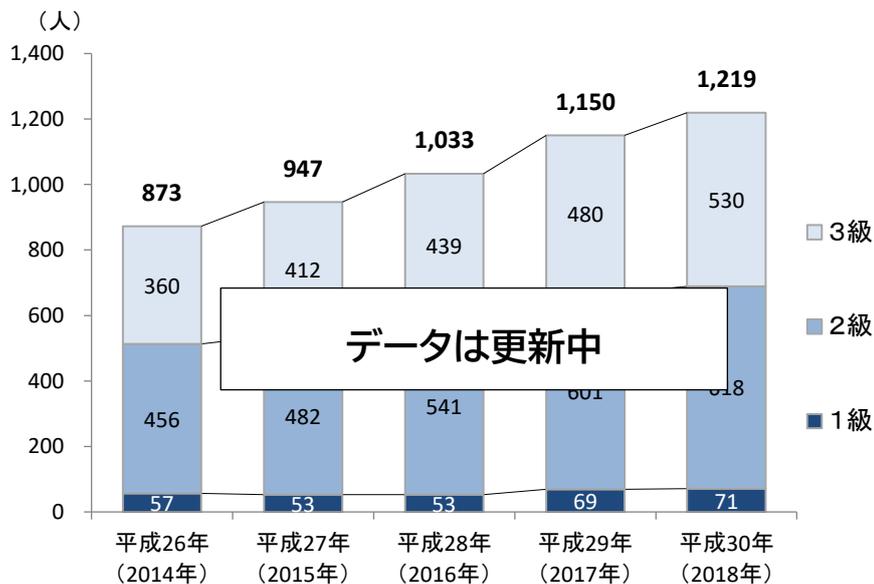
知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、成年後見制度の潜在的な利用者数は増加しています。

愛の手帳所持者数の推移（障害程度別）



\*各年4月1日時点

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）



\*各年4月1日時点

## 2 前計画の取組み状況

前計画期間中の平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までにおいて、「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、地域における互助・共助力を高めていくため、以下の施策に取り組んできました。

本市では、福祉公社の権利擁護センターを中心に、つながりサポート事業、地域福祉権利擁護事業等、権利擁護事業を進めてきました。令和2年度からは、武蔵野市成年後見利用支援センターが設置され、成年後見制度利用促進に係る中核機関としての役割も担っています。

**資料6-2 成年後見制度利用促進基本計画  
進捗状況一覧表 参照**

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本目標

市では、令和6（2024）年3月に策定した「第4期健康福祉総合計画」の総合目標として、「誰もが 住み慣れた地域で いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち」を掲げ、健康福祉分野の様々な施策を総合的・横断的に推進しています。

本計画では、健康福祉総合計画の考えを踏まえつつ、基本目標として「生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち」を引き続き踏襲し、認知症になっても、障害があっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

**生涯を通じて 本人意思が尊重され  
安心して 自分らしく暮らせるまち(仮)**

#### 2 基本方針

基本目標の達成に向け、以下の2つの方針に基づき、成年後見制度がより身近に、より使いやすく、より充実したものとなるよう取り組みます。

1	利用者とその家族、誰もが 安心して利用できる制度の運営と周知
2	その人が望むその人らしい生活を、 継続的に支援する体制を整備

### 3 取組みの全体像（施策体系）

基本目標	生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち
基本方針	1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の総合的な推進 2 その人が望むその人らしい生活を 継続的に支援する体制を整備 3 成年後見制度のネットワークを 市と福祉公社を中核機関に据え強化



<b>施策1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核となる期間の整備・運営</b>	
	(1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化
	(2) 中核機関の整備・運営
<b>施策2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備</b>	
	(1) <b>第4章の内容が確定したら、集約し、記載する。</b>
	(2) 相談機能の充実
	(3) 受任者調整（マッチング）等の支援
	(4) 担い手の育成 ①市民後見人の育成 ②法人後見人の育成
	(5) 後見人への支援 ①市民後見人への支援 ②親族後見人への支援 ③専門職後見人への支援
	(6) 市長申立による支援
<b>施策4. 成年後見制度の担い手への支援の充実</b>	

## 第4章 施策の展開

### 1 中核機関の運営および地域連携ネットワークの強化

「武蔵野市成年後見利用支援センター」を中核機関として、「成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を通じて、専門職団体等関係機関との関係を強化し、適切な後見人の推薦・選任等、様々な成年後見課題に対応し、本市と福祉公社とが連携して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

#### (1) 武蔵野市成年後見利用支援センターの運営

##### 【現状と課題】

**以下、資料8の構成案に沿って、各施策の【現状と課題】および【今後の方向】を記載。**

「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」の運営を中核機関として市と共同で事務局となり実施しています。

- 福祉公社において、成年後見制度における専門的な個別の相談に対応するとともに、必要に応じて法律相談や専門職への紹介や、成年後見人等支援として親族後見人等からの相談対応を行いました。

##### 【今後の方向】

- 成年後見制度利用促進に係る中核機関を、市が設置し、市と福祉公社で運営します。
- 市は中核機関の事務局として「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)」のコーディネートと協議会開催事務を担い、関係機関へネットワーク参加の要請及びチーム対応関係者への周知を行います。また、市では市民への周知や広報の中心を担います。
- 専門的な相談・利用促進・成年後見人等支援は福祉公社を中心に行います。
- 福祉公社を中核機関とし、本人意思の実現を目指し、身上保護を重視した後見事務とそのノウハウを市全体でも共有し、様々な後見人の活動へと広めていきます。

#### (2) 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を通じた地域連携の強化

##### 【現状と課題】

- 令和2年度、従来の武蔵野市福祉公社権利擁護センター関係機関等連絡協議会を発展させる形で、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を設置した。協議会では、意見交換による現状課題の把握や情報共有を行っています。
- 家庭裁判所との連携については、東京都主催の会議等で毎年2回程度、意見交換等を行っています。

## 【今後の方向】

- 福祉公社の持つ既存のネットワークを継続・拡充する形で、市が「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を**推進**します。
- 従来の構成メンバーに加え、ケアマネジャー、地域活動支援センター、民生・児童委員、生活福祉課等の潜在的な成年後見制度利用者に近い関係者の参加を促し、より大きなネットワークとするとともに、地域の成年後見制度に関する様々な課題を共有していきます。
- 金融機関等その他の関連機関の参加方法や家庭裁判所の連携についても、このネットワークの中で検討していきます。

## 2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の拡充

福祉公社の相談窓口を中核機関として市民及び関係機関への周知をさらに進めるとともに、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。また、全ての事案でチーム対応できるよう地域連携ネットワークを活用した利用支援体制を整備していきます。

### (1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化

#### 【現状と課題】

- 令和2年度に本市における成年後見制度の相談窓口として福祉公社内に設置した「武蔵野市成年後見利用支援センター」について、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めた。実際に各福祉関係機関や銀行、法律事務所等からの相談があり、相談窓口として認知されています。
- また、各相談窓口から武蔵野市成年後見利用支援センターに寄せられた相談に対して、必要に応じて、同センターから関係機関を紹介し繋いだり、関係機関と連携して支援を行っています。
- 関係機関による連携が円滑にとれるよう、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。

#### 【今後の方向】

- 中核機関としての福祉公社の相談窓口を明確化し、市民及び関係機関に周知します。
- 他の機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて中核機関や他の専門機関を紹介する等、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。
- またその際、必要な情報を整理したうえで連携するため、的確にニーズを把握し必要な機関につなぐための方法を検討し、共有します。

### (2) チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備

#### 【現状と課題】

- 「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」や市と福祉公社の連絡会議において、事例の紹介やノウハウの共有を行っています。
- 高齢者や障害者の支援のためのチーム体制を構築する段階から、成年後見人等がチームの一員として参加し、本人の意思決定支援を重視した体制を作ることができるよう、関係者に働きかけています。

#### 【今後の方向】

- 成年後見人等への参加要請について、ケアマネジャーを含めサービス提供関係機関に周知します。
- 本人意思について一定理解しているサービス担当者会議等の支援チームへ成年後見人等が積極的に参加できる環境を整えていきます。
- 全てのケースでチーム対応できるようノウハウを広げていきます。

### 3 制度利用を支える機能の充実

利用者とその家族、誰もが安心して利用できるよう、周知啓発や講座の開催、福祉公社を窓口とした相談対応、法人後見人を含む担い手の育成、市民・親族・専門職の各後見人への支援等、制度利用を支える機能の充実に取り組みます。

#### (1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）

##### 【現状と課題】

<再掲>

- 令和2年度に本市における成年後見制度の相談窓口として福祉公社内に設置した「武蔵野市成年後見利用支援センター」について、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めました。
- 【市民向け成年後見制度講演会】（主催：成年後見利用支援センター）や【市民向け 成年後見制度学習会・相談会】（主催：成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会、協力：NPO 法人こだまネット）を年1回開催しています。
- 【市民対象老いじたく講座】（福祉公社にて実施）を開催しています。
- 令和元年度よりエンディング相談支援を実施し、自らの最期に希望する医療や介護など人生のしめくりについて考え、今をよりよく前向きに生きることを支援するエンディング支援事業として、エンディングノートの配布や出前講座を実施しました。
- 葬儀等のエンディングに関する相談を受け付け、自身の希望を実現するために必要な手続や相談先等を案内する。相談内容によっては、介護保険や市の高齢者福祉サービスの利用等につながります。
- 【親なき後講座事業】を市からの委託事業としてNPO 法人こだまネットにて講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を推進しています。
- 【心のバリアフリー啓発事業】を市からの委託事業として市民社協にて出前講座を実施し、障害のある方が地域で生活するために必要な支援に関する基礎知識を学ぶことで、支援する側・される側の関係を越えて誰もが暮らしやすい地域づくりを目指すことも目的に実施しています。

##### 【今後の方向】

- 本市における成年後見制度の仕組み等に関するパンフレットを作成・配布し、市民への周知に努めます。配布にあたっては地域連携ネットワーク参加団体をはじめ、関連機関協力の下、相談窓口、関係機関、医療機関、支援事業所、市内店舗等に幅広く配布します。
- 制度を正しく理解することが、誰もが安心して利用できる制度につながることから、様々な機会を捉えて周知啓発に取り組みます。
- 計画の策定や改定、制度改正等の際は、市民及び関係者を対象とした講演会（セミナー）を開催します。
- 成年後見制度に関する講座を増やすとともに、関係機関や市の関連イベント等（ケアリンピック、認知症サポーター養成講座等）を活用し、成年後見制度の周知を図っていきます。

- 市民を対象とした講座として、福祉公社は「おいじたく講座」を、市ではエンディング支援事業を、また、こだまネット※では市の委託事業である講演会、親なき後講座等を継続します。
- 制度を必要とする人の早期の発見につなげるほか、終末期への備えを考えるきっかけとなるよう広報内容を工夫していきます。

## (2) 相談機能の充実

### 【現状と課題】

- 令和2年度に本市における成年後見制度の相談窓口として福祉公社内に設置した「武蔵野市成年後見利用支援センター」について、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めた。実際に各福祉関係機関や銀行、法律事務所等からの相談があり、相談窓口として認知されています。【再掲】
- また、各相談窓口から武蔵野市成年後見利用支援センターに寄せられた相談に対して、必要に応じて、同センターから関係機関を紹介し繋いだり、関係機関と連携して支援を行ったりしています。
- 関係機関による連携が円滑にとれるよう、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。
- 他機関や市民から受けた相談について、アセスメントを実施し地域の福祉関係者と協力して成年後見制度をはじめとした適切な支援に繋げた。また、各専門職団体等に協力を仰ぎ専門的なアドバイスを得たり、希望に応じて成年後見人等候補者選定のために専門職の紹介等を行いました。
- 在宅介護・地域包括支援センター等から市へ成年後見市長申立ての相談があった際に、必要に応じて、福祉公社を紹介し相談対応から支援へと移行しました。
- こだまネットに親なき後講座を委託し、制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を推進しています。
- 【親なき後講座事業】を市からの委託事業としてNPO法人こだまネットにて講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を推進しています。】

### 【今後の方向】

- 中核機関として、福祉公社の相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を推進します。
- 他の機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて中核機関や他の専門機関を紹介する等、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。
- 福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での有機的連携体制構築の調整を行います。
- 障害特性に応じた専門的な相談対応など、相談体制の充実について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

### (3) 受任者調整（マッチング）等の支援

#### 【現状と課題】

- 福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族が後見申立人及び後見人等候補者になる場合には、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなど、支援を継続しました。
- 市民後見人が適切である場合には、「市民後見人推薦ガイドライン」に基づいて候補者を立てるよう調整します。
- 受任者調整（マッチング）の機能について、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」の中で調整方法等検討するために、専門職団体を対象としたアンケートを実施しました。

#### 【今後の方向】

- 福祉公社は中核機関として引き続き、専門機関からの相談に対応し、今後もアセスメントや申立支援を行います。
- 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるよう調整していきます。
- 成年後見人等に親族が就任する（した）場合、申立てから後見事務までを視野に入れた、支援する体制の仕組み（親族後見人相談会等）を検討していきます。
- 受任者調整（マッチング）等の機能については、地域連携ネットワークの中で、仕組みや調整方法等を検討していきます。

### (4) 市長申立の実施

#### 【現状と課題】

- 市長申立て案件については、判定会議を市地域支援課主催、各担当部署が参加し実施しています。
- 市長申立による支援の必要が生じた際に迅速に対応できるよう、健康福祉部内の関係部署間で連携し必要な支援体制を維持します。
- 申立てができる配偶者や4親等内の親族がおらず、申立てができない場合、引続き在宅介護・地域包括支援センター等と連携し、市長申立てによる支援を実施します。

#### 【今後の方向】

- 今後も、必要な方に対して継続して実施します。

### (5) 権利擁護のための助成拡充の検討

#### 【現状と課題】

- 一般的な報酬助成審判額、および近隣自治体の助成額を参考に、令和2年度に報酬額を改定しました。

#### 【今後の方向】

- 現在の報酬助成額（月額上限）を実態に合ったものに改める必要があります。

## 4 成年後見制度の担い手の育成及び支援

### (1) 市民後見人の育成及び支援

#### 【現状と課題】

- 武蔵野市成年後見利用支援センターでは、近隣6市で共同して「7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修」を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を一貫して実施しています。
- 市民後見人が適切である場合には、「市民後見人推薦ガイドライン」に基づいて候補者を立てるよう調整します。【再掲】

#### 【現状と課題】

- 近隣6市で共同して7市合同市民後見人等養成講習、フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を一貫して実施しています。【再掲】
- 市民後見人が適切である場合には、「市民後見人推薦ガイドライン」に基づいて候補者を立てるよう調整します。【再掲】
- 福祉公社において、市民後見人の後見監督受任実績は1件でした。(R4年度末時点)
- 今後も市民後見人が後見人等を受任した場合は福祉公社が後見監督人としてフォローします。
- 福祉公社の市民後見人修了人簿登載者について、福祉公社の後見協力員として活動を開始しました。

#### 【今後の方向】

- 各市と調整の上、「7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」による市民後見人の養成・育成を継続していきます。
- 今後、必要がある場合は、武蔵野市単独で市民後見人の養成・育成を実施することも検討するほか、市民の中には、他地域の養成講座受講者等の人材も見込まれるため、門戸を広げることも踏まえて、養成の仕組みを検討します。
- 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるよう調整していきます。

#### 【今後の方向】

- 家庭裁判所が市民後見人講座受講修了者を後見人等に選任した場合は、通常、福祉公社が市民後見人の後見監督を受任しています。
- 「7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」において、フォローアップ研修を実施します。
- 市民後見人の活用のあり方、より充実した支援内容とその方法について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

### (2) 法人後見人の育成

#### 【現状と課題】

- 福祉公社において、NPO法人こだまネット主催の「親なき後講座事業」への講師派遣や、相談会への相談員派遣などの協力をするなど連携を深めました。

- 【親なき後講座事業】を市からの委託事業として NPO 法人こだまネットにて講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を推進しています。【再掲】

#### 【今後の方向】

- 法人後見のニーズ・状況等を研究・検討の上、必要に応じて、当事者団体・NPO 団体等に法人後見の実施意向について打診していきます。
- 実施意向がある法人に対しては、福祉公社において、養成研修等の支援を行います。
- 特に障害者分野においては、保護者などの親なき後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、こだまネット※等と情報の共有、連携を図りながら、後見業務を遂行できる人材の育成支援などを行います。

### (3) 親族後見人への支援

#### 【現状と課題】

- 相談機関の周知を行っています。
- 福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族が後見申立人及び後見人等候補者になる場合には、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなど、支援を継続しました。【再掲】

#### 【今後の方向】

- 在宅介護・地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していきます。
- 福祉公社において、よりよい親族後見が実施されるよう、申立支援とその後の継続的な支援体制について、仕組みや人員を検討していきます。
- 後見事務において、申立てから就任後の継続支援までを視野に入れた、支援する体制の仕組み（親族後見人相談会等）を検討していきます。
- 家庭裁判所との連携方法についても検討していきます。
- 親族後見人へのより充実した支援内容について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

### (4) 専門職後見人への支援

#### 【現状と課題】

- 令和 2 年度に本市における成年後見制度の相談窓口として福祉公社内に設置した「武蔵野市成年後見利用支援センター」について、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めた。実際に各福祉関係機関や銀行、法律事務所等からの相談があり、相談窓口として認知されています。【再掲】
- 各相談窓口から武蔵野市成年後見利用支援センターに寄せられた相談に対して、必要に応じて、同センターから関係機関を紹介し繋いだり、関係機関と連携したりして支援を行っています。

- 関係機関による連携が円滑にとれるよう、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。

#### 【今後の方向】

- 今後は、地域連携ネットワークにおいて専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。
- また、利用者対応に資するよう、市の事業等を専門職後見人に周知します